

水総発第62号
令和4年11月1日

鶴岡市上下水道事業経営審議会
会長 平 智 様

鶴岡市長 皆川 治

三瀬地区農業集落排水事業分担金について

本市下水道等事業（公共下水道、集落排水、浄化槽の各事業）の経営健全化を図るため、鶴岡市上下水道事業経営審議会条例（平成28年3月24日条例第21号）第2条に基づき、三瀬地区農業集落排水事業の分担金の賦課額について、審議会の意見を求めます。

(諮問の理由)

本市集落排水事業については、旧羽黒町において昭和52年度から着手し、各地域において同事業の拡大に努めてまいりました。

令和4年3月末現在、公共下水道・集落排水・浄化槽の各事業による汚水処理施設の整備済区域内人口は114,040人で普及率は94.0%となっており、未普及地域の解消に向け、現在も継続して各事業を推進しているところであります。

集落排水事業の施設整備に必要な財源については、国からの補助金や地方債のほか、その施設整備により利益を受ける住民等から事業費の一部としてご負担いただく分担金により賄われております。

未普及地域である三瀬地区については、由良地区漁業集落排水施設を活用したうえ農業集落排水事業により整備を進めるものであり、住民説明会や広報配布など丁寧な説明に努めながら、地域同意のもとに整備及び供用開始を目指すものです。

つきましては、令和5年度から適用される同地区の分担金の賦課額について、審議会の委員の皆様からご審議のうえ、ご意見を伺いたく諮問いたします。

第 15 回

鶴岡市上下水道事業経営審議会資料

(三瀬地区農業集落排水事業分担金について)

1. 三瀬地区農業集落排水事業について

- (1) 農業集落排水事業について P1
- (2) 三瀬地区農業集落排水事業の概要 P1
- (3) 事業計画区域図 P2
- (4) 現在までの事業経過及び今後の事業計画について P3

2. 集落排水事業に係る分担金について

- (1) 分担金制度について P4
- (2) 諮問事項
 - 三瀬地区農業集落排水事業分担金について P5

令和 4 年 11 月 1 日

鶴岡市上下水道部下水道課

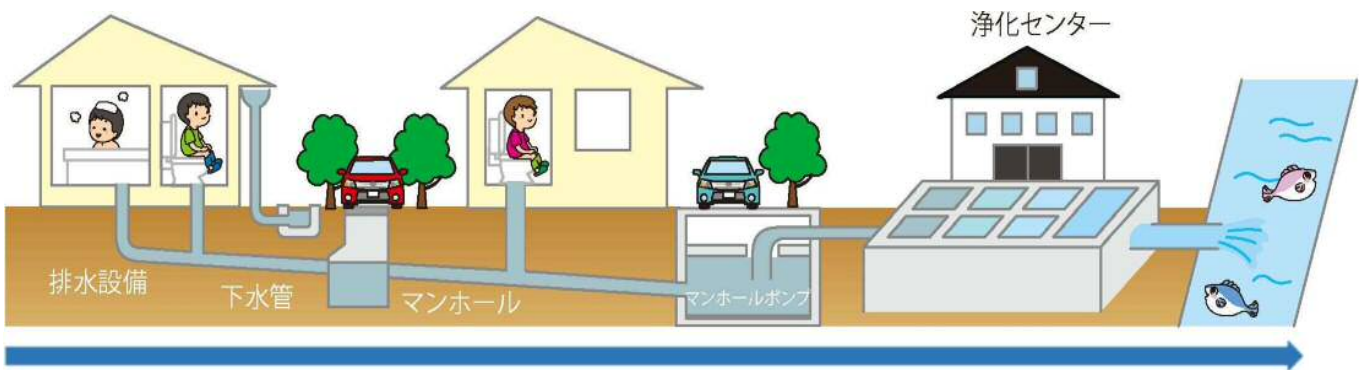
1. 三瀬地区農業集落排水事業について

(1) 農業集落排水事業について

農業集落排水事業とは農業集落における下水道事業であり、し尿や生活雑排水など汚水等を処理する施設を整備することにより、農業用排水の水質の汚濁を防止し農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るものである。（所管省庁：農林水産省）

本市では、昭和 52 年度に旧羽黒町で事業に着手して以降、未普及地区の解消に向けた新規処理区を整備に努めるとともに老朽化施設の統合事業を進めており、令和 3 年度末時点において計 22 処理区で供用されている。

図 1 農業集落排水事業のイメージ



(2) 三瀬地区農業集落排水事業の概要

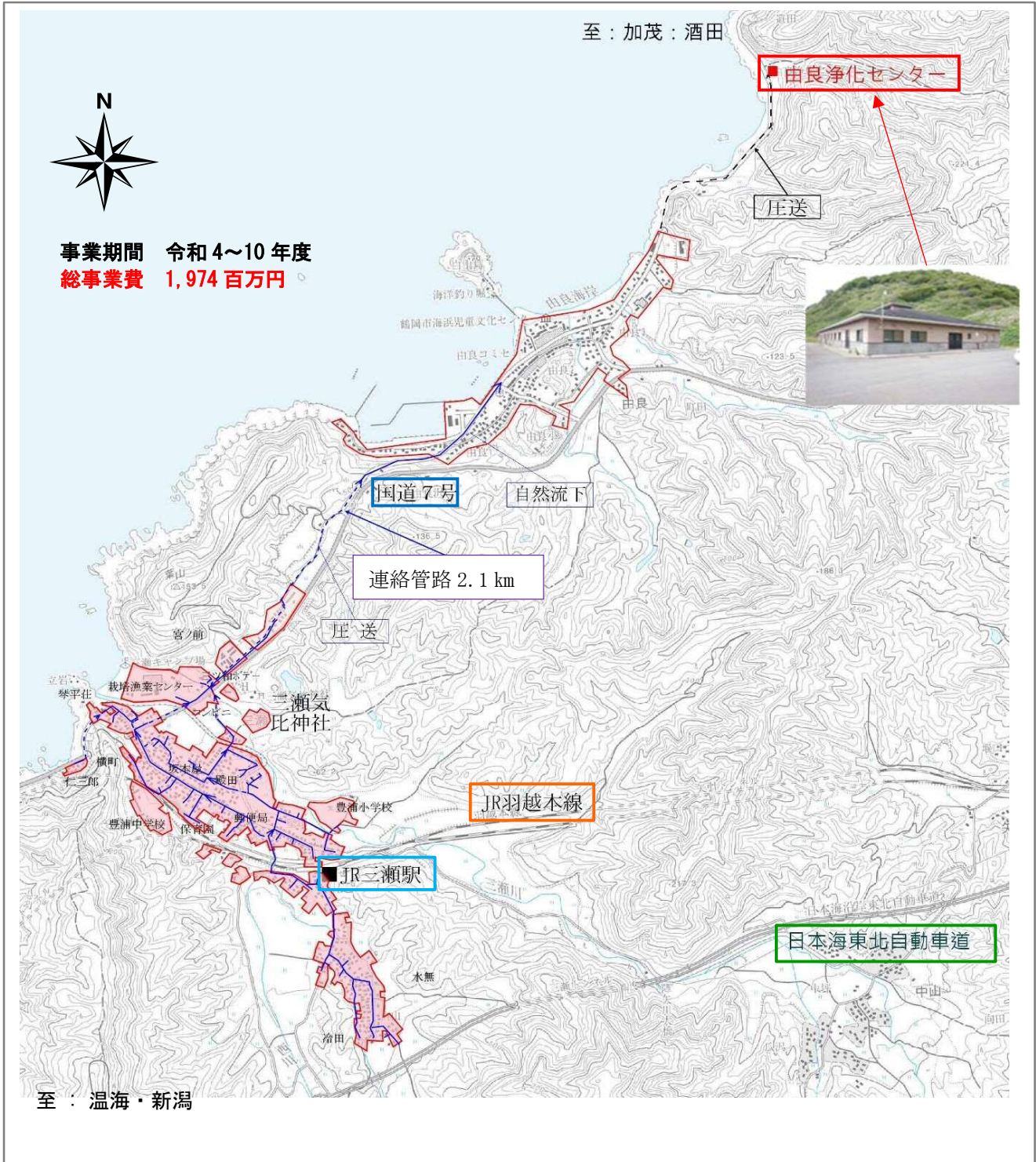
三瀬地区は現時点で下水道等汚水処理施設の整備に至っておらず、地区住民からも速やかな整備が求められている。

一方、同地区に隣接する由良地区については、平成 17 年度より漁業集落排水の供用を開始しており、漁村地域内の環境保全及び生活様式の向上に効果が発揮されているが、定住人口や交流人口の減少等により由良地区浄化センターに排出される汚水量が基本設計時点で見込んだ計画汚水量を大きく下回るなど、汚水処理能力に余裕が生じている状況にある。

そのため、当処理区については、平成 27 年度に策定した「山形県生活排水処理施設整備基本構想」に基づき、三瀬地区農業集落排水事業として新たに管渠等を整備し、さらに由良地区漁業集落排水施設に接続統合することでコストを削減するとともに、公衆衛生の向上や生活環境の改善、農業用水域の保全をめざすものである。

(3) 事業計画区域図

図 2 三瀬地区農業集落排水事業計画図 (令和 4 年 11 月現在)



(4) 現在までの事業経過及び今後の事業計画について

表 1 三瀬地区農業集落排水事業に係る事業経過及び事業計画(令和元年度以降)

年度	事業経過及び事業計画																						
令和元年度	R1. 12	由良地区浄化センター機能診断実施																					
令和 2 年度	R2. 7	集落排水事業及び加入意向調査に係る住民説明会開催																					
	R2. 8	広報紙を全戸に配布(事業概要及び加入意向調査について)																					
	R2. 9	加入意向調査実施																					
<p><加入意向調査集約結果(R3. 1 時点)> (単位:世帯)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査対象 世帯数</th> <th rowspan="2">総回答数 (A)</th> <th colspan="4">回答内訳</th> <th rowspan="2">同意割合 (B/A)</th> </tr> <tr> <th>同意(B)</th> <th>不同意</th> <th>白紙</th> <th>保留</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>471</td> <td>461</td> <td>414</td> <td>36</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>89.8%</td> </tr> </tbody> </table>						調査対象 世帯数	総回答数 (A)	回答内訳				同意割合 (B/A)	同意(B)	不同意	白紙	保留	471	461	414	36	8	3	89.8%
調査対象 世帯数	総回答数 (A)	回答内訳						同意割合 (B/A)															
		同意(B)	不同意	白紙	保留																		
471	461	414	36	8	3	89.8%																	
令和 3 年度	R3. 1	広報紙を全戸に配布(意向調査結果及び事業計画等について)																					
	R3. 10	事業採択申請(農林水産省)																					
令和 4 年度	R4. 3	事業採択決定																					
	R4. 7	管路・ポンプ施設実施設計																					
令和 5 年度	R4. 9	意向調査時に非加入等と回答した世帯及び転入世帯へのフォローアップ(再調査)実施 (10月19日時点で新たに13世帯が同意の旨回答)																					
	R4. 11	分担金賦課額について鶴岡市上下水道事業経営審議会へ諮問																					
	R5. 1	分担金賦課額の決定 ○由良地区連絡管路施設布設工事について年度内実施予定																					
令和 6 年度～	由良地区連絡管路施設布設工事 三瀬地区内管路施設布設工事																						
令和 7 年度～	三瀬地区内管路施設布設工事及び路面復旧工事 ポンプ施設設備工事																						
令和 10 年度	工事が完了した地域より順次供用開始及び分担金賦課開始																						
令和 10 年度	事業完了																						

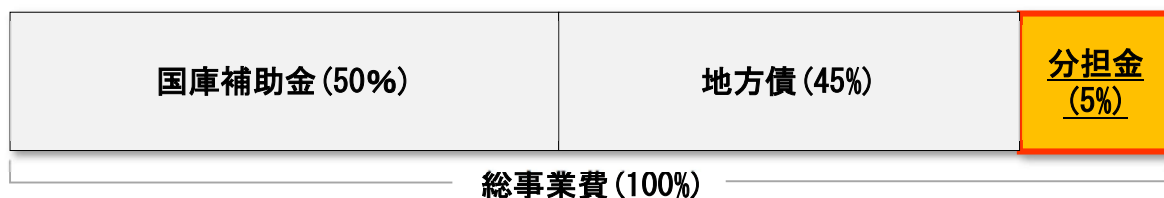
2. 集落排水事業に係る分担金について

(1) 分担金制度について

集落排水事業の実施にあたっては多額の事業費を要する一方、集落排水施設等が整備されることにより利益を受ける範囲は整備地区内に限定されることとなる。

そのため、未整備地区等との負担の公平性を保つため、集落排水施設等の整備により利益を受ける地域の住民等(以下「受益者」という。)に対して、事業費の一部として「分担金」を賦課するものである。

図 3 集落排水事業に係る財源イメージ



事業費の財源については、上記図 3 のとおり国庫補助金が 50%、地方債が 45% それぞれ充当されるため、残り 5%相当分を整備地区の負担とするよう、受益者数に応じて分担金を算定・賦課する。

【参考】表 2 本市集落排水事業に係る分担金額一覧 (金額は各年度分を合計)

地域名	処理区域	分担金額	備考等
旧鶴岡市	上郷地区	265,028 円	
	西目地区	316,754 円	
	田川地区(下記以外)	267,205 円	
	田川地区(上清水等地区)	315,000 円	上清水・中清水・下清水
	由良地区	158,071 円	漁業集落排水事業
旧藤島町	全域	340,000 円	
旧羽黒町	モデル事業地区	20,000 円/戸+用地提供	
	猪俣新田地区	60,000 円	
	羽黒北部地区	120,000 円	
	上記以外の地区	135,000 円	
旧櫛引町	全域	349,500 円 (法人企業等) 299,000 円 (一般世帯等)	
旧朝日村	全域	170,000 円	
旧温海町	全域	130,000 円	

◎供用開始以降に集落排水事業に加入し公共汚水ますを新設する場合は、加入金として一戸あたり 340,000 円を賦課する。

(2) 諮問事項

三瀬地区農業集落排水事業分担金について

標記分担金の算出に用いる事業費総額については、本年 11 月時点で総額 19 億 7 千 4 百万円を予定している。

また、賦課対象となる加入世帯数(事業所等含む)については、本年 9 月に実施したフォローアップにより加入世帯が増加した結果、現時点で約 430 世帯と見込まれる。

よって、三瀬地区農業集落排水事業に係る分担金については、下記に示す計算式のとおり、1 世帯あたり 229,535 円を目安に精査・検討を進め、今年度内の決定をめざす。

<計算式>

$$\text{事業費総額 } 1,974,000,000 \text{ 円} \times \text{負担割合 } 5\% \div 430 \text{ 世帯} \doteq \underline{\underline{229,535 \text{ 円}}}$$

[事業費総額 1,974,000 千円の内訳]

- ・ 管路施設新設費 1,598,400 千円
(工事請負費 1,474,400 千円、測量設計費 124,000 千円)
- ・ 中継ポンプ施設新設費 207,600 千円 (全額工事請負費)
- ・ 物件移転補償費 168,000 千円

なお、令和 3 年度に賦課方式及び納付方法について制度改正したことに伴い、分担金の納付にあたり一括払又は 20 回払(年 4 回×5 年)を選択することが可能となったため、分担金額を 229,535 円と仮定した場合、下記のとおり納付するイメージとなる。

表 3 20 回払選択時の納付イメージ(総額 229,535 円と仮定)

単位:円

	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
1 年目 (46,015 円/年)	11,605*	11,470	11,470	11,470
2 年目 (45,880 円/年)	11,470	11,470	11,470	11,470
3 年目 (45,880 円/年)	11,470	11,470	11,470	11,470
4 年目 (45,880 円/年)	11,470	11,470	11,470	11,470
5 年目 (45,880 円/年)	11,470	11,470	11,470	11,470

※端数相当額を初回に充てるもの